

監事監査報告書

令和8年5月18日

社会福祉法人北海道厚真福祉会
理事長 近藤 泰行 様

監事 金子洋巳



監事 佐藤照美



私たち監事は、社会福祉法第45条の18及び社会福祉法人北海道厚真福祉会定款第18条に基づき監査を実施したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 監査実施月日 令和8年5月18日(月) 11時00分から
- 2 監査実施場所 北海道厚真福祉会 会議室
- 3 立会者 常務理事 吉田 良行 事務局長 橋場 直人
総務主任 村田 朗
- 4 監査事項 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)における社会福祉法人北海道厚真福祉会の各事業の内容及び各会計の内容について
- 5 監査方法の概要

監事は、理事会に出席するほか、理事の職務の執行状況を監査し、重要な決裁書類等を閲覧しました。

法人本部、障害者支援施設 厚真リハビリセンター、特別養護老人ホーム 豊厚園、老人デイサービス事業 あつまデイサービスセンター、老人デイサービス事業 厚南デイサービスセンター、みんぐる及び居宅介護支援事業 あつま居宅介護支援事業所における業務の状況を監査し、また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類等を監査しました。

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益提供等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて常務理事等に対し報告を求め詳細に調査しました。

6 監査の結果

- (1) 事業活動報告書等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計帳簿等(預金通帳、伝票、証憑等)は、記載すべき事項を正しく記載、作成し、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (4) 計算書類等(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書、財産目録)は、法令及び定款に従い法人の財産、資金収支及び事業活動収支の状況を適正に示しているものと認めます。

独立監査人の監査報告書

令和 8年 5月14日

社会福祉法人 北海道厚真福祉会
理事長 近藤 泰行 殿

末永公認会計士事務所
公認会計士

末永 仁彦 

私は、社会福祉法人北海道厚真福祉会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の財務諸表、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳書を含む）、注記表、附属明細書、財産目録について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断に入り、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する、また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人北海道厚真福祉会の令和7会計年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人北海道厚真福祉会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上